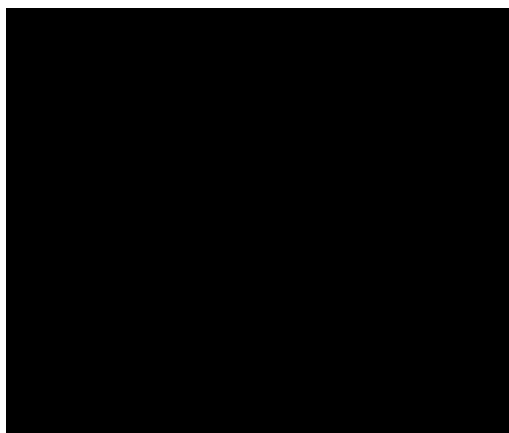


## ご連絡書

2022年12月13日

公益社団法人全国消費生活相談員協会

会長 金子 晃 殿



前略 当職は、株式会社SAMURAIの依頼を受けて、貴協会の2022年10月6日付け書面以降のやり取りに関して、以下のとおりご連絡します。

先にご連絡したとおり、SAMURAIは、約款第9条第1項を「顧客は、本サービスについて、特定商取引法の定めにかかわらず、SAMURAIが契約内容を明らかにする通知を行ってから起算して8日を経過するまでは解約を申し出ることができる。この場合において、顧客がSAMURAIに既に支払った金銭があるときは、SAMURAIは顧客に対して返金する。」とする改訂を、12月1日付けで行いました。解約手数料条項については引続き検討し、対応します。

草々